



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *10 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2
- *11 行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 3
- *12 和歌山県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 3
- *13 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 4

○ 公安委員会規則

- *10 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

- 401 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改正 (総務課)..... 4
- 402 平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部改正 (")..... 5
- 403 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 5
- 404 " (")..... 5
- 405 救急病院の認定 (医務課)..... 6
- 406 " (")..... 6
- 407 救急診療所の認定 (")..... 6
- 408 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 6
- 409 " (")..... 8
- 410 " (")..... 9
- 411 " (")..... 10
- 412 " (")..... 11
- 413 " (")..... 12
- 414 " (")..... 13
- 415 " (")..... 14
- 416 " (")..... 15
- 417 " (")..... 15
- 418 " (")..... 16
- 419 " (")..... 17
- 420 " (")..... 18
- 421 " (")..... 19
- 422 " (")..... 21
- 423 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 22
- 424 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 22
- 425 " (")..... 23
- 426 保安林の指定 (森林整備課)..... 23
- 427 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 24

428	公共測量の終了	(技術調査課).....	24
429	道路の区域変更	(道路保全課).....	24
430	道路の供用開始	(").....	25
431	道路の区域変更	(").....	25
432	道路の供用開始	(").....	26
433	道路の区域変更	(").....	26
434	道路の供用開始	(").....	26
435	道路の区域変更	(").....	26
436	"	(").....	27
437	道路の供用開始	(").....	27
438	道路の区域変更	(").....	28
439	道路の供用開始	(").....	28
440	道路の区域決定	(").....	28
441	道路の供用開始	(").....	29
442	道路の区域変更	(").....	29
443	道路の供用開始	(").....	29
444	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(").....	30
445	都市計画事業の認可	(道路建設課).....	30
446	道路の位置の指定	(都市政策課).....	30
447	平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正	(会計課).....	31

○ 公告

由良港吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)..... 31

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)..... 32

規 則

和歌山県規則第10号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1の31の項から33の項までの規定中「一つ」を削り、同表36の項を次のように改める。

36	農林大学校	農耕、畜産、これらに関する機械等の実習指導の業務に従事する職員	白衣	1	24	実情に応じて、白衣又は作業服のいずれか一方及びブック靴、ゴム長靴又は地下足袋のいずれかを貸与する。
			作業服	2	24	
			ブック靴	1	12	
			ゴム長靴	1	12	
			地下足袋	1	12	
			安全靴	1	36	
		栄養指導の業務に従事する職員	白衣	1	24	

	森林施業、これに関する機械等の実習指導の業務に従事する職員	作業服 ズック靴 ゴム長靴 地下足袋 安全靴	2 1 1 1 1	24 12 12 12 36	実情に応じて、ズック靴、ゴム長靴又は地下足袋のいずれかを貸与する。
--	-------------------------------	------------------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------------------

別表第1の37の項及び38の項中「一つ」を削る。

別表第2の32の項を次のように改める。

32	農林大学校	農耕、畜産、これらに関する機械等の実習指導の業務に従事する職員	雨合羽 防寒服	
		農薬を散布する病害虫防除業務に従事する職員	防除服	
		森林施業、これに関する機械等の実習指導の業務に従事する職員	雨合羽 防寒服	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県規則第11号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条中「及び作成した書類の枚数」を削り、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第6条 第2条から前条第1項までの規定は、法第4条第1項の規定により総務大臣の指定する者に同項に規定する試験事務を行わせる場合には、適用しない。

第10条の次に次の1条を加える。

（行政書士会の報告義務）

第11条 施行規則第17条の2第1項第6号に規定する知事の定める事項は、登録番号及び会員番号とする。

2 施行規則第17条の2第2項第3号に規定する知事の定める事項は、行政書士法人番号及び会員番号とする。別記第2号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第12号

和歌山県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県狂犬病予防法施行細則（昭和26年和歌山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（狂犬病予防技術員の指定）」に改め、同条第1項中「捕獲人（以下「狂犬病予防技術員」という。）の指定」を「指定（以下この条において「指定」という。）」に改め、同条第2項中

「前項の」を削り、「身分証明書」を「証票」に改め、同条第3項中「狂犬病予防技術員」を「指定を受けた者（次項において「狂犬病予防技術員」という。）」に改め、同条第4項中「取消」を「取消し」に、「身分証明書」を「第2項の規定による証票」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（処分前の評価）

第3条 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下この条において「令」という。）第5条の評価人（以下この条において「評価人」という。）は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、評価人のうち少なくとも1人は、獣医師でなければならない。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 犬又は法第2条第1項第2号の政令で定める動物の販売に関する実務に精通している者

2 令第5条の規定による評価は、評価人の合議により行う。

3 評価人は、令第5条の規定による評価をしたときは、その結果を記録しておかなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（以下「店舗」という。）」を削り、同条第4項第1号中「株式会社ゆうちょ銀行」の次に「及びなぎさ信用漁業協同組合連合会」を加え、「」を「」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) なぎさ信用漁業協同組合連合会にあっては、県内に所在する全ての店舗（代理店を除く。）

第15条第1項中「各店舗は」の次に「、当該指定金融機関等が会計管理者の承認を受けた事務取扱いにより行う場合を除き」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「744人」を「748人」に、「237人」を「238人」に、「981人」を「986人」に、「1,430人」を「1,435人」に、「88人」を「87人」に、「1,518人」を「1,522人」に、「2,174人」を「2,183人」に、「2,499人」を「2,508人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第401号

平成13年和歌山県告示第748号（和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人わかやま移植医療推進協会」に、

「公益社団法人畜産協会わかやま」を「公益社団法人畜産協会わかやま
公益社団法人和歌山県観光連盟」に改める。

和歌山県告示第402号

平成15年和歌山県告示第818号（和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人わかやま移植医療推進協会」に、

「公益社団法人畜産協会わかやま」を「公益社団法人畜産協会わかやま
公益社団法人和歌山県観光連盟」に改める。

和歌山県告示第403号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年5月15日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年3月14日

2 名称

特定非営利活動法人地域自立支援ハウスすさみ

3 代表者の氏名

阿部育生

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3735番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域福祉活動並びに介護（介護予防）の事業等を行い、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第404号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年5月15日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

1 申請年月日

平成29年3月15日

2 名称

特定非営利活動法人三敬福祉会

3 代表者の氏名

片山悟誌

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市桃山町市場186番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者及びその家族に対して、地域福祉・地域生活支援に関する事業を行い、地域での社会生活を円滑に、かつ豊かに過ごせるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第405号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 社会医療法人博寿会山本病院

2 所在地 橋本市東家六丁目7番26号

3 有効期限 平成32年3月31日

和歌山県告示第406号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 公立那賀病院

2 所在地 紀の川市打田1282

3 有効期限 平成32年3月31日

和歌山県告示第407号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 奥クリニック

2 所在地 紀の川市黒土263番地1

3 有効期限 平成32年3月24日

和歌山県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーンプラス広瀬店

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目66番地外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) エバグリーン広瀬店

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目66番地外

(変更後) エバグリーンプラス広瀬店

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目66番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 平成19年10月5日

(2) (3) 氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

(1) 店舗名称の変更のため

(2) (3) 商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン宮前店

和歌山県和歌山市新中島字下ノ覚134番6

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン西庄店

和歌山県和歌山市西ノ庄東畑767番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(変更後) 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 氏名又は名称:平成19年4月1日

代表者:平成20年4月1日

(2) 氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

(1) 商号及び代表者変更のため

(2) 商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン宮街道店

和歌山県和歌山市秋月字城堀231番2外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

（変更後）エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

（変更後）エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

氏名又は名称：平成27年2月21日

住所：平成22年5月28日

5 変更した理由

商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン四ヶ郷店

和歌山県和歌山市加納字新白297番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン紀三井寺店

和歌山県和歌山市布引字太748番2外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) エバグリーン布引店

(変更後) エバグリーン紀三井寺店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 平成21年4月16日

(2) (3) 氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

(1) 店舗名称の正式決定のため

(2) (3) 商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第414号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン有田店
和歌山県有田市宮崎町字箕川110番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 変更年月日
平成27年2月21日
- 5 変更した理由
商号変更のため
- 6 届出年月日
平成29年2月27日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）
有田市産業振興課（有田市箕島50番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部840番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 変更年月日
氏名又は名称:平成27年2月21日
住所:平成22年5月28日
- 5 変更した理由
商号変更及び本社移転のため
- 6 届出年月日
平成29年2月27日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市藪350番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーデリシャスヒロ御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部50番地外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) スーパーエバグリーン御坊店
(変更後) スーパーデリシャスヒロ御坊店
- 4 変更年月日
平成28年7月26日
- 5 変更した理由
店舗名称の正式決定のため
- 6 届出年月日
平成29年2月27日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン岩出中迫店

和歌山県岩出市中迫118番3外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン岩出高塚店

和歌山県岩出市高塚188番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパーエバグリーン岩出店

(変更後) スーパーエバグリーン岩出高塚店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 平成27年12月2日

(2) 平成27年2月21日

5 変更した理由

(1) 店舗名称の正式決定のため

(2) (3) 商号変更のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーンかつらぎ店

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野字沼905番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

平成27年2月21日

5 変更した理由

商号変更のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都郡振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2161番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模

小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシヤス広岡吉備店、エバグリーン吉備店

和歌山県有田郡有田川町天満563番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) 株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) 株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

平成27年2月21日

5 変更した理由

商号変更のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーンプラス上富田店

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775番7外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) スーパーエバグリーン上富田店

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775番7外

(変更後) スーパーエバグリーンプラス上富田店

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775番7外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 平成25年4月18日

(2) (3) 平成27年2月21日

5 変更した理由

(1) 店舗名称の正式決定のため

(2) (3) 商号変更のため

6 届出年月日

平成29年2月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業北谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年4月3日から同月28日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び湯浅町産業観光課

和歌山県告示第424号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年3月14日に認可した。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第131号	有田郡広川町唐尾字須河5-1外1筆
平成28年度第132号-1	伊都郡かつらぎ町西洪田字畑ノ段548-2
平成28年度第132号-2	伊都郡かつらぎ町丁ノ町字西宝形2585-5
平成28年度第133号-1	海南市下津町小原字美野山1398-1外1筆
平成28年度第133号-2	海南市下津町小原字楠坂504
平成28年度第133号-3	海南市下津町小原字冷畑291
平成28年度第133号-4	海南市下津町小畑字宮筋995外9筆
平成28年度第133号-5	海南市下津町小畑字南山1413外2筆
平成28年度第134号	西牟婁郡上富田町岡字宮代435-1
平成28年度第135号	伊都郡九度山町河根字峠谷379-2

和歌山県告示第425号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年3月24日に認可した。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第136号-1	御坊市名田町野島字寒風2751外2筆
平成28年度第136号-2	御坊市島字上新田907-1外1筆
平成28年度第136号-3	御坊市島字出島874
平成28年度第136号-4	御坊市野口字揚ノ段339-1
平成28年度第137号-1	日高郡美浜町和田字段垣内1768外9筆
平成28年度第137号-2	日高郡美浜町和田字鶴泊里719-1外3筆
平成28年度第137号-3	日高郡美浜町和田字小池前858外2筆
平成28年度第137号-4	日高郡美浜町和田字横ノ手882外1筆
平成28年度第137号-5	日高郡美浜町和田字深田2356-1
平成28年度第138号	橋本市菖蒲谷字松之本124-2外3筆
平成28年度第139号	田辺市中辺路町温川字西高774外14筆

和歌山県告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字沼谷字不動山412の18から412の20まで
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第427号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第428号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき高野町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成28年10月1日から平成29年3月9日まで
- 3 作業地域 和歌山県伊都郡高野町全域

和歌山県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市竹ノ平字十九ラ192番3地 先から同市竹ノ平字十九ラ197 番1地先まで	旧	3.00 } 17.90	143.00	
同上	新	7.60 } 159.90	83.50	

和歌山県告示第430号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市竹ノ平字十九ラ192番3地先から同市竹ノ平字十九ラ197番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字平字松尾 997番5地先から同町大字平字天 ノ河1710番1地先まで	旧	9.92 } 34.11	1,530.00	新牛神橋 L=20.00 鍋谷トンネル L=1,370.00
同上	新	9.92 } 36.95	1,530.00	新牛神橋 L=20.00 鍋谷トンネル L=1,374.00

和歌山県告示第432号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字平字松尾997番5地先から同町大字平字天ノ河1710番1地先まで

供用開始の期日 平成29年4月1日（午後4時30分）

和歌山県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市野尻字西ノ峰338番7地先から同市野尻字西ノ峰325番地先まで	旧	3.68 } 7.11	128.63	
同上	新	6.71 } 19.06	123.89	

和歌山県告示第434号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 海南市野尻字西ノ峰338番7地先から同市野尻字西ノ峰325番地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町百垣内字丸岡669番2地先から同市下津町百垣内字丸岡612番6地先まで	旧	4.35 ） 7.90	158.45	県道引尾下津線との重用延長158.45メートルを含む。
同上	新	7.35 ） 14.39	156.85	県道引尾下津線との重用延長156.85メートルを含む。

和歌山県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町百垣内字丸岡669番2地先から同市下津町百垣内字丸岡612番6地先まで	旧	4.35 ） 7.90	158.45	県道海南吉備線との重用延長158.45メートルを含む。
同上	新	7.35 ） 14.39	156.85	県道海南吉備線との重用延長156.85メートルを含む。

和歌山県告示第437号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 海南市下津町百垣内字丸岡669番2地先から同市下津町百垣内字丸岡612番6地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町上字垣内676番1地先から同市下津町上字垣内669番1地先まで	旧	5.27 } 10.98	49.71	
同上	新	8.93 } 20.68	49.29	

和歌山県告示第439号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町上字垣内676番1地先から同市下津町上字垣内669番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山阪南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

和歌山市北汀丁8番地先から同市梅原字楠谷638番5地先まで	新	9.70	7,360.00	久保ランプ(上り線) L=78.04
		42.49		久保ランプ(下り線) L=100.04
				紀の川大橋(3) L=140.78
				紀の川大橋(2) L=175.75
				紀の川大橋(1) L=431.58
				北島橋 L=13.30
				狐島高架橋 L=195.00
				延時橋 L=4.70
				土入川橋 L=19.04
				新奥橋 L=45.50

和歌山県告示第441号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山阪南線

供用開始の区間 和歌山市北汀丁8番地先から同市梅原字楠谷638番5地先まで

供用開始の期日 平成29年4月1日

和歌山県告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 白浜日置川自転車道線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
西牟婁郡白浜町椿字小浦1081番1地先から同町日置字細尾1619番1地先まで	旧	8.10 39.30	1,005.00	市江トンネル L=366.00 一般国道42号との重用延長1,005.00メートルを含む。
同上	新	3.90 46.40	1,854.60	細尾橋 L=6.80

和歌山県告示第443号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 白浜日置川自転車道線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町椿字小浦1081番1地先から同町日置字細尾1619番1地先まで

供用開始の期日 平成29年4月1日

和歌山県告示第444号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山阪南線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市北汀丁8番地先から同市久保丁四丁目67番地先まで	640.00	上下線

和歌山県告示第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線

和歌山都市計画道路事業3・3・12号今福神前線

3 事業施行期間

平成29年3月31日から平成36年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

和歌山県和歌山市今福一丁目、今福三丁目及び今福四丁目、砂山四丁目、葵町並びに堀止西一丁目及び堀止西二丁目

使用の部分

なし

和歌山県告示第446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3379	有田市箕島字北広瀬111番1の一部、111番3、111番4の一部、112番1、112番3の一部、112番4	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	平成 29.3.15	6.00	53.54

和歌山県告示第447号

平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

3 収納代理金融機関の表中

和歌山県信用漁業協同組合連合会	同上	を
なぎさ信用漁業協同組合連合会	県内に所在する全ての店舗(代理店を除く。)	に改める。

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、由良港吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 由良町
和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
- 2 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 利用料金額の設定

港湾施設	区 分	設 定 利 用 料 金
係留施設	小型船舶係留施設	浮棧橋方式によるもの 占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき 238円 浮棧橋方式以外の方式によるもの 船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき 400円

備考

- 1 利用料金の額が月額で定められている港湾施設に係る使用期間が1月に満たないとき、又はその使用期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての利

用料金の額は、この表により算定した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで